令和5年9月20日 建設委員会資料 活力都市創造部

目 次

【報告事項】

1	富山市立地適正化計画の改定について	•••••	1	頁
---	-------------------	-------	---	---

富山市立地適正化計画の改定について

[都市計画課]

1. 概 要

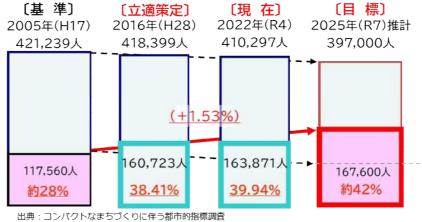
本市では、人口減少や高齢化社会においても、子育て世代や高齢者にとって、安心で 快適な生活環境を実現し、財政面を含め持続可能な都市経営を行うため、居住や都市機 能の将来のあり方を示した「富山市立地適正化計画」を平成29年3月に策定しました。

都市再生特別措置法において、おおむね5年ごとに施策等の実施状況を分析・評価するとされているほか、令和2年6月の法改正に伴い、近年、頻発・激甚化する自然災害に対し、防災の観点を取り入れたまちづくりを推進するため、居住誘導区域内の防災対策に関する指針である「防災指針」を作成することが定められたことから、本計画の一部を改定するもの。

2. 計画の分析・評価について

(1)目標値(公共交通が便利な地域に居住する人口割合)

公共交通が便利な地域に居住する人口割合は、計画策定時(H28)の 38.4%から、現在 (R4)は39.9%と1.5ポイント増加しており、順調に推移している。



出典:コンパクトなまちつくりに伴う都市的指標調査 ※各年6月時点の住民基本台帳ベースで算出(H17は国勢調査ベース)

(2) 施策の実施状況

計画に位置付けた73の施策は、全てに着手し、そのうち8施策は完了しており、順調に実施している。一部実施の施策は、引き続き、計画に位置付ける。

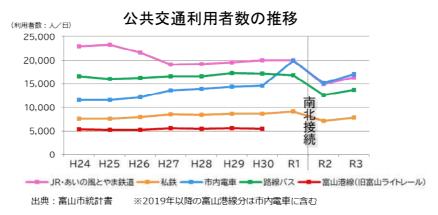
現計画の施策実施状況

施策	完了	実施	一部実施	未実施
① 公共交通の活性化	3	32	6	0
② 公共交通沿線地区への居住推進	1	9	0	0
③ 地域拠点の活性化	3	11	1	0
④ その他	1	5	1	0
合計(全73施策)	8 (11%)	57 (78%)	8 (11%)	0 (0%)

(3) 施策の評価

①公共交通の活性化

公共交通利用者数は、横ばい又は増加で推移し、公共交通に対する市民満足度が向上するなどの成果が見られる。



②公共交通沿線地区への居住推進

都心地区での新たなマンション建設や、鉄道駅やバス停周辺での宅地造成などが 進められたことにより、公共交通が便利な地域への転入超過を堅持するなどの成果 が見られる。





③地域拠点の活性化

都心地区では、広域的な都市機能の集積が進んだことにより、地価が上昇し、税収も増加傾向であることに加え、商業施設が不足する和合・山田地域では、市独自の支援策により新たな商業施設が出店するなど、地域生活拠点において都市機能の集約化が進んでいる。

一方で、細入地域では、商業施設が不足する状況にあるため、引き続き、必要な 都市機能の維持・集積を図る必要がある。

立地した主な都市機能











3. 防災指針について

本市では、常願寺川、神通川の二大河川が市街地を貫流しており、居住誘導区域の大半が浸水想定区域に含まれていることから、都市の防災性の向上を図りながら、引き続きコンパクトなまちづくりを推進するため、令和3年から防災指針の作成を進めてきた。 作成にあたっては、居住誘導区域から原則除外とする災害レッドゾーンに加え、災害イエローゾーンやその他の災害も検討の対象とした。

防災指針の作成フロー

	⑩災害八ザード及び都市の情報の重ね合わせによる災害リスクの見える化
令和3年度	
	①居住誘導区域等での災害リスク分析
	②防災・減災まちづくりに向けた14地域ごとの課題の整理
A和 4 左连	
令和4年度	③防災・減災まちづくりの取組方針、取組内容の検討
	④スケジュールの検討、目標値の検討
	立地適正化計画防災指針(案)の作成
令和5年度	都市計画事務手続き
	防災指針を加えた立地適正化計画の公表

防災指針で対象とする災害の種類

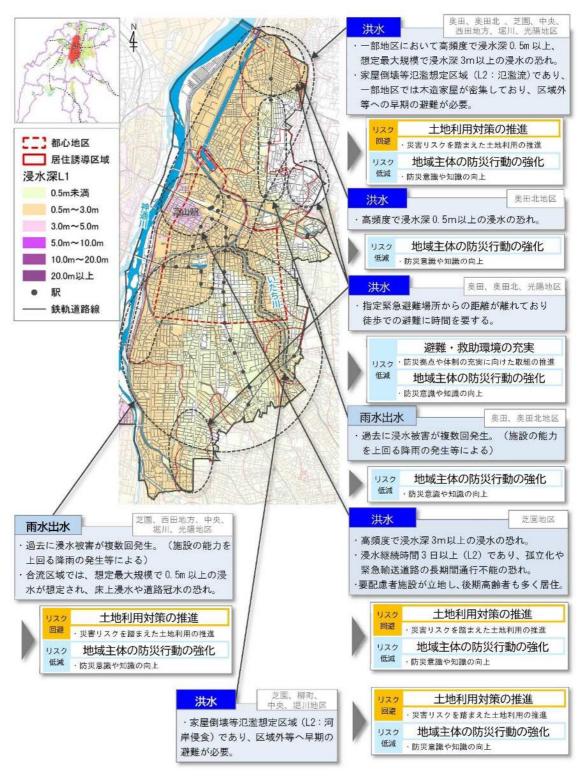
災害レッドゾーン : 住民等の生命・身体に著しい危害が 生ずるおそれのあると認められる土地 の区域など	地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域 を含む)、土砂災害特別警戒区域
災害イエローゾーン : 住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域など	土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域(津波災害警戒区域 を含む)、洪水浸水想定区域(L2:想定最大規模)、家屋 倒壊等氾濫想定区域、洪水浸水想定区域(L1:計画規模)、 洪水浸水想定区域(高頻度降雨規模)
その他の災害	地震分布(ゆれやすさマップ)、液状化分布(液状化マップ)、 大規模盛土造成地、ため池浸水想定区域、浸水開始時間、 内水浸水想定区域(L2:想定最大規模)、内水浸水想定区 域(L1:計画規模)、内水浸水履歴

(1)課題図と取組方針

本市の防災指針では、地震や豪雨を要因としたハザードを対象としており、一般的な特性として、地震要因は、発災までの時間を確保しにくく人命確保のための情報発信や避難が難しい。一方で、豪雨要因は、地震要因に比べ発生確率は高いが、事前予測が可能であり、発災までに一定の時間を確保でき、人命確保のための情報発信や避難が一定程度可能な災害と考えられる。

これらの特性を踏まえ、ハザード情報と都市情報の重ね合わせを行い、その結果を基 に災害リスクを分析し、14の地域別に課題図と取組方針を作成した。

課題図と取組方針の図例(富山中央地域)



(2) 防災指針の取組内容

本市の防災対策に関する事業のみならず、国や県等の事業も含めて検討を行い、リスクを回避する施策として、災害リスクを踏まえた土地利用対策の推進など2施策、リスクの低減を図る施策として、洪水・雨水出水対策の基盤整備や、防災・救援体制の整備など21施策を防災指針の取組内容として位置付ける。

防災指針における取組内容の概要

的人用型门 2037 0 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				
リスク	土地利用対策の推進	①居住誘導区域の見直し		
回避		②災害リスクを踏まえた土地利用の推進		
リスク	基盤整備の推進	①洪水・雨水出水対策の基盤整備 ②土砂災害対策の基盤整備		
低減	③ため池氾濫対策の基盤整備 ④津波対策の基盤整備			
	都市の防災機能強化	⑤避難路や緊急輸送道路の強靱化 ⑥公共施設(建物)の耐震化		
		⑦民間施設(建物)の耐震化支援 ⑧民間施設(建物)の耐水化支援		
		⑨空き家対策 ⑩上下水道の強靱化 ⑪道路や公園等の整備・改築		
	避難・救助環境の整備	⑫防災・救援体制の整備 ⑬防災拠点の整備・改築・機能強化		
		④災害時のリアルタイム情報の収集・発信		
		⑤避難路や緊急輸送道路の強靱化(再掲)		
	避難・救助環境の充実	⑤防災拠点や体制の充実に向けた取組の推進		
	地域主体の防災行動の推進	⑯防災意識や知識の啓発 ⑰災害リスク情報の充実・発信		
		18災害時の共助体制の構築		
	地域主体の防災行動の強化	19防災意識や知識の向上		
	迅速な復旧・復興体制の整備	②復旧・復興関連計画の改善 ②被災者支援体制の充実		

(3)評価指標と目標値

①基盤整備の推進、②避難・救助環境の充実、③地域主体の防災行動の推進の3つを目標として定め、評価指標と目標値を設定する。

評価指標及び目標値

評価指標	基準値(各時点)	目標値(R7)	
目標①:基盤整備の推進			
大雨に対して安全である区域の面積割合	77 50/		
(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5 年に 1 回程度発生	77.5%	79.2%	
する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した面積の割合)	(2021 (R3) 年度)		
目標②:避難・救助環境の充実			
洪水に対して避難しやすい区域に住む人口割合	69.0%	69.0%以上	
(居住誘導区域かつ洪水浸水想定区域に居住する人口のうち、市			
指定避難場所から 500m圏域の区域に含まれている人口割合)	(2022(R4)年度)		
目標③:地域主体の防災行動の推進			
自主防災組織の組織率	73.3%	78.4%	
(全世帯に占める自主防災組織加入世帯割合)	(2022(R4)年3月末)	10.4%	

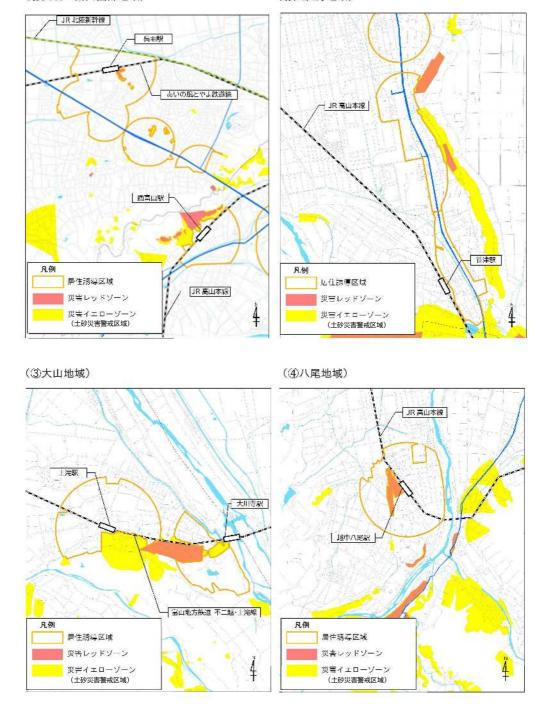
(4) 居住誘導区域の見直し

本市の災害の特性を踏まえ、各ハザードエリアの居住誘導区域の見直し方針を作成した。このうち、災害イエローゾーンの土砂災害警戒区域は、土地の形質を根本的に改善しなければ潜在的な危険性を排除できないことから、呉羽・富山西部地域、大沢野地域、大山地域、八尾地域の一部で居住誘導区域に含めないものとする。

居住誘導区域に含めない位置

(①呉羽·富山西部地域)

(②大沢野地域)



4. 今後のスケジュール(案)

令和5年10月 パブリックコメントの実施(2週間) 富山市都市計画審議会での意見聴取

令和5年11月 富山市立地適正化計画の改定・公表